

回答書②

令和7年5月20日

委託件名： 東大阪市水道サービスセンター業務委託

	質問	回答案
1	実施要領P1, 3 (5) 業務の履行場所 業務の履行場所に関しまして、1階執務室（約305㎡）の図面を確認させていただくことは可能でしょうか。また、現状よりスペースが広がる箇所については、小阪事務所を移設する想定でよろしいでしょうか。併せて、その際に水道システムならびにその他備品の運搬等が発生した場合の費用負担についても、ご教示いただけますでしょうか。	図面の確認は可能です。執務室を検針員の執務スペースとして使用することは可能です。その際にその他備品の運搬等が発生した場合の費用は、受注者負担とします。水道システムの移設費用は発注者で負担します。
2	実施要領P1, 2 3 (5)業務の履行場所 水道庁舎1階執務室（約305㎡）、2階電話交換室（約19㎡）、地下1階宿直室（約55㎡）を使用するにあたり、賃料および光熱費の費用負担についてご教示いただけますでしょうか。	賃料および光熱費の費用負担は発生しません。
3	実施要領P1, 2 3 (5)業務の履行場所 「※上記記載の場所以外を業務場所とする場合」とは菱江事務所を想定してよろしいでしょうか。その際の賃料・光熱費の費用負担についてご教示いただけますでしょうか。また、空調設備のガスヒートポンプの経年劣化に伴う入替費用（最大900万円）の負担が受注者となるかについても、ご教示いただけますでしょうか。	「※上記記載の場所以外を業務場所とする場合」とは、菱江事務所を含みます。ただし菱江事務所は老朽化が著しいため、安全性の確保については、受注者の責任において行っていただくものとします。その際の賃料は無償としますが、光熱費その他維持管理費、空調設備等の修繕改修は、受注者の負担とします。
4	実施要領P1, 2 3 (5) 業務の履行場所 新庁舎への移転時にかかる費用について、水道システム（回線移設）を含む貸与物品の移設費用も受注者負担となりますか。また、受注者負担となる場合、水道システムの回線移設費用の目安をご教示いただけますでしょうか	水道料金システム（回線含む）の移設費用については発注者負担ですが貸与物品の移設費用は受注者負担になります。

5	実施要領P4 6 (3) 応募書類 団体（法人）概要（第3号様式）について、ページ数の制限は設けられていないという理解で差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか	お見込みのとおりです
6	実施要領P5 6 (6) ③応募書類作成等にあたっての留意事項 図・表等に含まれる文字については10.5ポイント以上の文字サイズ制限の対象外という理解で差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです
7	実施要領P5 6 (6) ⑦応募書類作成等にあたっての留意事項 提案書につきまして、第5号様式であることが明記されていれば、提供されている様式データのレイアウト変更（提案のポイントに記載されている文章の削除や文字体などの変更）は可能と考えてよろしいでしょうか。また、「A4版30ページ」との記載がありますが、表紙や目次を補足でつける場合は、ページ数に含まれないとの解釈で差し支えないか、あわせてご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです
8	実施要領P7 9 (2) 審査基準 審査基準の評価項目において配点が記載されていますが、評価内容や評価の視点が複数存在する項目に関しては、それぞれに対する詳細な配点をご教示いただくことは可能でしょうか。	非公表とします
9	実施要領P7 9 (2) 審査基準 基本的事項 評価項目の「資本規模、自己資本比率」「コンプライアンス体制、CSR」は第3号様式、「業務実績」は第4号様式に記載するものとの認識ですが、「事故・緊急時の対応」については、第3号様式と第5号様式の両方に記載しても差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか。	差し支えありません

10	業務委託仕様書P4 3-4 (3) その他 貸与品が経年劣化等により、使用不能となった場合、受注者の負担で廃棄処分を行うとのことですが、あらためて発注者負担により貸与していただくことは可能でしょうか。	あらためて発注者負担による貸与は有りません
11	業務委託仕様書 別紙2 貸与品一覧(1)発注者が受注者に貸与するもの 記載のある「駐車スペース5台程度」については、自動車を想定しているものと理解しておりますが、対応は可能と考えます。ただし、弊社では通勤・業務に使用するバイクおよび自転車の駐輪スペースが一時的に最大合計47台分必要となる見込みです。（うち、検針用20台は月前半のみ使用予定。） つきましては、対応可能なスペースのご貸与について、ご教示いただけますでしょうか	5台程度の駐車スペースとは別に15台程度の駐輪スペースも確保する予定です。
12	業務委託仕様書 別紙3 費用負担区分表(2) 受注者が負担するもの 想定を超える物価高騰や、受注者努力では回避できない郵送料の上昇等が発生した場合には、貴局との協議のうえ、対応をご検討いただくことは可能でしょうか。	契約期間中に社会経済情勢の変化等により委託事業費が著しく不相当となった場合は、発注者と受注者が協議の上、必要な措置を定めるものとします。
13	業務委託仕様書 別紙3 費用負担区分表(2) 受注者が負担するもの 事務消耗品費に記載のある「上質紙」について、1,200,000枚という数量は、契約期間中の総使用予定枚数と理解してよろしいでしょうか。また、用紙に仕様の指定がある場合はその内容について、さらに料金早見表における使用想定部数ごとの単価もあわせてご教示いただけますでしょうか。	主に来庁者に配布することを想定しています。上質紙（再検調査票）1,200,000枚は、年間の枚数となります。（1ヵ月あたり10,000枚） 上質紙については、サイズA4・紙質70Kで同等品以上のものをお願いします。 料金早見表については、データのみ提供させていただきます。用紙につきましては受注者負担となります。（参考：年間来庁数 約8,600人）
14	業務委託仕様書 別紙7 正負のインセンティブの適用基準表 インセンティブについて、前年度との比較により過年度の収納率が向上することで年々条件が厳しくなることが想定されます。収納率の推移に応じてインセンティブの適用基準を見直していただくことは可能でしょうか。	インセンティブについては仕様書通りです。

15	業務設計書【特記仕様書】P1, 2〈2〉量水器業務 検定満期メーター及び検定満期切れメーター取替業務に関しまして、既存業者へ再委託を 考えておりますが、再委託の可否について、ご教示いただけますでしょうか。	業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることについて合理的かつ やむを得ない事情があり、あらかじめ書面にて発注者から承認を受けた場合 は可能です
16	業務設計書【特記仕様書】P1, 2〈2〉量水器業務(1-2-5-1)⑦ 取替業務遂行の瑕疵に関する受注者の責任期間は、取替後、次回検針までと解釈して差し 支えないでしょうか。	契約不適合責任の担保期間については設備機器等についてはその性質から1年 と国土交通省に定めてられていますので、1年間と想定しております
17	業務設計書【特記仕様書】P5〈6〉共通業務(4-1-1-1)統計使用作成業務 過年度未収金 減額明細 P5及び6に「過年度未収金減額明細」の記載がございますが、記載内容は同一のものとして 差し支えないか、また当該報告書に様式の定めがある場合は、その内容について、ご教示 いただけますでしょうか。	お見込みの通りです。書式については別紙参照。
18	業務設計書【特記仕様書】P6〈7〉広報業務(4-2-1-1)〈4-2-1-2〉広報誌「水さき案内」 の投函・発送について 「月別業務処理一覧・業務フロー」に記載のある「水さき案内」の配布は、6月、7月、12 月、1月となっており、郵送時期は7月・1月と記載されていますが、貴局からの受領時期は いつ頃を想定されていますでしょうか。 また、投函方法として「水さき案内」を封筒等に入れず、そのまま投函する形でも差し支 えないか、あわせて、宛名シールの作成、封筒、郵送費等の費用負担について発注者・受 注者のいずれの負担となるかもご教示いただけますでしょうか。	配布月の1ヶ月前に提出できるように予定しております、投函方法はそのまま 投函とすることとします。 封筒代、郵送費については受注者負担にします。ただし宛名シール作成につ いては発注者負担とします。

業務設計書【特記仕様書】P7〈8〉夜間・休日受付業務 (5-1-1-1)～〈5-1-1-8〉来庁者・電話対応業務

⑧に記載の「夜間・休日受付窓口の適切な運営のための施設及び開錠等の実施」について、内容によっては警備業務に該当する可能性があると考えておりますが、「夜間・休日受付業務」は警備業法には該当しないとの認識でよいか、また、本業務の再委託の可否についてご教示いただけますでしょうか。

警備業法には該当いたしません 第三者に委託し、または請け負わせることについて合理的かつやむを得ない事情があり、あらかじめ書面にて発注者から承認を受けた場合は可能です